

姫路市立小学校等給食室空調整備事業

公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月

姫路市

— 目 次 —

1. 募集要項の定義	1
2. 本事業の目的	1
3. 本プロポーザルの趣旨	1
4. 本事業の概要	1
(1) 本プロポーザルの実施者	1
(2) 本プロポーザルの事務局	1
(3) 事業対象	1
(4) 業務概要	2
(5) 事業期間等	2
(6) 上限提案価格	2
5. 参加資格要件	3
(1) 参加者の構成	3
(2) グループ代表者の選定	3
(3) グループの構成員に必要な参加資格要件	3
(4) その他	6
6. 公告から契約までのスケジュール	7
7. 関係資料	7
(1) 配布資料	7
(2) 貸与資料	8
8. 現地見学会について	8
(1) 対象学校	8
(2) 実施概要	8
(3) 現地見学会の申込	8
(4) 留意事項	9
9. 質疑回答	9
(1) 質疑回答	9
(2) その他	9
10. 参加表明手続及び参加資格の審査	10
(1) 参加表明手続	10
(2) 参加資格の審査結果	10
11. 技術提案手続	11
(1) 技術提案手続	11
(2) 技術提案書の取扱い	12
(3) ヒアリングについて	13
(4) 法令等の遵守	13

(5) 失格事項	13
(6) 辞退の方法.....	14
1 2. 技術提案の審査及び審査項目	14
(1) 審査会.....	14
(2) 技術提案書審査.....	14
(3) 優先交渉権者等の決定.....	14
(4) 審査項目	16
(5) 評価値の算定方法.....	18
(6) 配点基準	18
1 3. 審査結果の通知.....	19
1 4. 契約手続き等	19
(1) 契約手続き.....	19
(2) 優先交渉権の取り消し等	19
(3) その他.....	20
1 5. その他.....	20
(1) 費用負担について.....	20
(2) 参加辞退について.....	20
(3) 複数応募の禁止.....	20

1. 募集要項の定義

姫路市立小学校等給食室空調整備事業公募型プロポーザル募集要項（以下「本要項」という。）は、姫路市（以下「本市」という。）が姫路市立小学校等給食室空調整備事業（以下「本事業」という。）に係る設計業務、施工業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2. 本事業の目的

本事業は、近年の猛暑の影響により調理師等の熱中症予防や、食材の衛生管理の質の向上が大きな課題となっているため、対象の給食室に空調を整備することで、調理師等の労働環境と食材の衛生管理の質の向上を図ることを目的とする。

3. 本プロポーザルの趣旨

本事業の実施に当たっては、本プロポーザル参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、対象校給食室に空調設備を設置するための技術提案等を募集する。

本プロポーザル参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、技術提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「姫路市立小学校等給食室空調整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

4. 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

姫路市長 清元 秀泰（以下「市長」という。）

(2) 本プロポーザルの事務局

部署名：姫路市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

住所：〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2235（直通）

電子メール：keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

(3) 事業対象

ア 整備対象施設

別紙1に示す小学校等の給食室

イ 整備対象室

調理室、洗浄室、下処理室、食品庫、検収室

※その他詳細については要求水準書による。

(4) 業務概要

ア 設計業務

整備対象施設における空調設備整備に係る実施設計業務(以下「設計業務」という。)

イ 施工業務

整備対象施設における空調設備整備に係る施工業務(以下「施工業務」という。)

ウ 統括管理業務

設計業務及び施工業務を統括し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成及び立ち合い、定例会議等の運営、設計変更並びに工程調整に係る諸手続等の業務

(5) 事業期間等

契約締結(仮契約後、姫路市議会において議決を得たときに契約となる。)日の翌日から令和10年(2028年)12月14日までとする。

(6) 上限提案価格

総額 1,067,259千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(内訳)

小学校・義務教育学校

1,029,115千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

書写養護学校

38,144千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

なお、各年度の支払限度額は、おおむね次のとおりとする。

令和8年度5% 令和9年度5.3% 令和10年度4.2%

また、本事業は、前金払、中間前金払(施工業務に限る。)、部分払いの対象とする。

5. 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 参加者は、設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）及び施工業務を行う者（以下「施工企業」という。）により構成されるグループとする。
- イ 設計業務は、単独企業により行うものとし、施工業務にあつては、複数企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）のいずれも可とする。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができる。
- エ 参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。

(2) グループ代表者の選定

参加者は、本プロポーザル手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うグループ代表者を定め、本市への書類提出及び本市からの通知等については、原則全てグループ代表者が行うものとする。

なお、グループ代表者は施工企業のうち一者を選定することとし、統括管理業務を併せて行うものとする。

(3) グループの構成員に必要な参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

グループの全ての構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (ア) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。）に該当しないこと。
- (イ) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (ウ) 参加表明締切日において、競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録されていること。
- (エ) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (オ) 公告をした日から優先交渉権者決定の日までの間において、次のa及びbのいずれにも該当すること。
 - a 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名

停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

b 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (キ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (ク) 構成員のいずれかが、他の参加者の構成員のいずれかと次のaからcまでのいずれにも該当しないこと。

a 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (a) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

- (a) 組合とその組合員
- (b) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

イ 設計企業の参加資格要件

- (ア) 参加表明締切日までに、告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、建築コンサルタントの業種について競争入札に参加する資格を有していること。

- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (ウ) 要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。
- ウ 施工企業の参加資格要件
- (ア) 施工企業のうち、グループ代表者にあつては、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。
 - a 参加表明締切日までに、告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、管工事の業種について競争入札に参加する資格を有していること。
 - b 管工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に掲げる者に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
 - c 令和8年度の競争入札の参加者の格付け基準とした建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の15（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、管工事の総合評定値が市内業者（公告の日の前日において、法人にあつては、主たる営業機能を有する本店が姫路市内にある者、個人にあつては、住所及び主たる事業所が姫路市内にある者をいう。以下同じ。）にあつては900点以上、準市内業者（公告の日の前日において、法人にあつては姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等がある者、個人にあつては姫路市内に事業所がある者をいう。）にあつては、1100点以上、市外業者（市内業者及び準市内業者以外の全ての者をいう。）にあつては1200点以上であり、かつ、管工事の完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額が10億円以上であること。
 - d 参加表明締切日又は仮契約締結までに本契約締結予定日（本契約締結予定日は令和8年第4回姫路市議会定例会の閉会日とする。以下同じ。）において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出していること又は提出できること。
 - e 要求水準書に示す資格を有する者を施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること。
 - f 要求水準書に示す資格を有する者を、本業務全体の統括的な管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。要求水準書において同じ。）として専任で配置できること。
 - (イ) 施工企業のうち、グループ代表者以外の者にあつては、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。
 - a 市内業者であり、管工事について、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る一般建設業の許可又は同項第2号に掲げる者に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
 - b 令和8年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、管工事の総合評定値が720点以上であること。

- c 参加表明締切日又は仮契約締結までに本契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出していること又は提出できること
- (ウ) 共同企業体を結成する場合にあっては、次の要件を満たすこと。
 - a 共同企業体代表者はグループ代表者とすること。
 - b 共同企業体の構成員は2者以上とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。
 - c 共同企業体代表者にあっては、出資割合が共同企業体の構成員中最大であること。
 - d 共同企業体の各構成員の出資割合は、均等割の10分の6以上とする。

(4) その他

- ア 参加表明締切日から優先交渉権者決定の日までの間に前号の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。
- イ 参加表明書において届け出た統括管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間には変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。
- ウ 参加表明書において届け出た統括管理責任者以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

6. 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和8年 7月 3日(金)
(2)	現地見学会	
	受付期間	令和8年 7月 3日(金)から 令和8年 7月27日(月)正午まで
	現地見学会実施	令和8年 8月 3日(月)から 令和8年 8月 7日(金)まで
(3)	質疑	
	受付期間	令和8年 7月28日(火)から 令和8年 8月18日(火)午後4時まで
	質疑回答日	令和8年 8月27日(木)
(4)	参加表明	
	受付期間	令和8年 8月28日(金)から 令和8年 9月 3日(木)午後4時まで
(5)	参加資格審査結果通知日	令和8年 9月 7日(月)
(6)	技術提案書	
	受付期間	令和8年 9月 9日(水)から 令和8年 9月17日(木)正午まで
(7)	優先交渉権者決定	令和8年10月上旬
(8)	審査結果の公表	令和8年10月下旬
(9)	仮契約締結	令和8年10月下旬
(10)	契約予定日	令和8年第4回姫路市議会定例会の閉会日

7. 関係資料

(1) 配布資料

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
- ウ 参加表明書（様式 1-1）
- エ グループ構成一覧（様式 1-2）
- オ グループ構成員連絡先一覧（様式 1-3）
- カ 委任状（様式 1-4）
- キ 事業実施体制（様式 1-5）
- ク 配置予定技術者設置届（様式 1-6）
- ケ 共同企業体結成届（様式 1-7）

- コ 関連企業申告書（様式 1-8）
- サ 現地見学会申請書（様式 2）
- シ 質疑書（様式 3）
- ス 参加辞退届出書（様式 4）
- セ 公募型プロポーザル提案書（様式 5）
- ソ 提案価格見積書（様式 6-1-1）
- タ 提案価格見積書の内訳書（様式 6-1-2）
- チ 技術評価に係る提案書（様式 6-2-1～6-2-9）
- ツ 参考図書貸与申込書（様式 7）

(2) 貸与資料

- ア 給食室既設建築図面（平面図、平面詳細図、立面図、断面図、断面詳細図、天井伏図、矩計図、厨房機器レイアウト図、厨房機器リスト表）
- イ 給食室既設電気図面（屋外電気図・分電盤リスト・動力設備図）
- ウ 給食室既設機械図面（機器・器具表、平面図・配置図、衛生設備図、換気設備図、断面図）
- エ 学校給食日常点検票、学校給食作業工程表（タイムスケジュール）
上記ア～エの資料を希望する事業者は、令和 8 年 7 月 27 日（月）正午までに第 4 項第 2 号の本プロポーザルの事務局に記載のある電子メールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書（様式 7）を提出すること。

8. 現地見学会について

(1) 対象学校

整備対象校 2 3 校のうち希望する 1 校

(2) 実施概要

ア 日程

令和 8 年 8 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までのうち 1 日（予定）

イ 見学対象

空調設備を設置する対象の給食室、電気室等を見学対象とする。

(3) 現地見学会の申込

- ア 現地見学会申請書（様式 2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。提出先は、第 4 項第 2 号の本プロポーザルの事務局に記載のある電子メールアドレスとすること。
- イ 申込みは本プロポーザルに参加を予定しているグループごとに代表者が行うこと。
- ウ 申込期間は令和 8 年 7 月 3 日（金）から同月 27 日（月）正午までとする。

- エ 参加者は8名以内とすること。
- オ 小学校等との調整により、第1希望の小学校等とならない場合がある。
- カ 現地見学の詳細な方法・日時等は、令和8年7月30日（木）までに電子メールで送付する。

(4) 留意事項

- ア 学校の敷地内は全面禁煙とする。
- イ 学校の教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ウ 資料、上履きなど、見学に必要なものは各自用意すること。
- エ カメラ等による撮影は可能とするが、児童や学校関係者のプライバシーに配慮すること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- オ 現地見学時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。
- カ 見学ができない学校については施設台帳及び空調機器表（参考）等の貸与資料を参考とし、本契約締結後に学校等と日程調整のうえ現地確認し、実施設計を行うものとする。

9. 質疑回答

(1) 質疑回答

要求水準書、本要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑書（様式3）を提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月28日（火）から同年8月18日（火） 午後4時まで

イ 質疑事項提出先、提出方法

第4項第2号の本プロポーザルの事務局に記載のある電子メールアドレスに電子メールにより提出すること。

ウ 質疑回答日

令和8年8月27日（木）

エ 回答方法

質疑に対する回答は、本市ホームページ上に公表する。

(2) その他

- ア 質疑及び質疑に対する回答は、要求水準書の追加又は修正事項とする。
- イ 質疑が第11項第1号に定める技術提案書の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質疑の内容に参加申込をする者（以下「参加申込者」という。）を特定できる記載があるときは、回答しない。

10. 参加表明手続及び参加資格の審査

(1) 参加表明手続

参加を希望する者は、次の方法により参加表明手続を行うとともに、第5項に定める参加資格要件の審査を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式 1-1）
- (イ) グループ構成一覧（様式 1-2）
- (ウ) グループ構成員連絡先一覧（様式 1-3）
- (エ) 委任状（様式 1-4）
- (オ) 事業実施体制（様式 1-5）
- (カ) 配置予定技術者設置届（様式 1-6）
- (キ) 市税の納税証明書（姫路市税の納税義務がある場合に限る。公告日以後に発行されたものの原本又は写しとする。）
- (ク) 国税の納税証明書（全ての参加申込者。公告日以後に発行されたものの原本又は写しとする。）
- (ケ) 共同企業体結成届（様式 1-7 共同企業体による参加の場合に限る。）
- (コ) 関連企業申告書（様式 1-8 全ての参加申込者）

イ 提出部数 正本1部及び副本1部（副本は複写可） 計2部

ウ 提出先 契約課

エ 提出方法 持参とする。

オ 提出期間

令和8年8月28日（金）から同年9月3日（木）までとする。ただし、姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。

受付時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、提出期間最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 参加資格の審査結果

ア 参加資格の審査結果は、令和8年9月7日（月）を目途に参加資格審査結果通知書を電子メールで送付することで通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格審査結果通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者には、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合には、令和8年9月11日（金）午後5時までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により契約課に提出すること。本市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに

回答する。

1 1. 技術提案手続

(1) 技術提案手続

第10項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類（以下「技術提案書」という。）により技術提案手続を行わなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル提案書（様式5）
- (イ) 提案価格見積書（様式6-1-1）
- (ウ) 提案価格見積書の内訳書（様式6-1-2）

(イ)、(ウ)については取りまとめ、表面に「姫路市立小学校等給食室空調整備事業提案価格見積書」と記載した封筒に入れて、代表者印で封印すること。

- (エ) 技術評価に係る提案書①（様式6-2-1～6-2-4）
- (オ) 技術評価に係る提案書②（様式6-2-5～6-2-9）

イ 作成方法（技術評価に係る提案書②）

- (ア) 様式に定められたスペースに作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。
- (イ) 技術評価に係る提案書②には、事業者名、事業所名、事業所所在地又は記号等の技術提案書を提出した参加申込者（以下「提案者」という。）が特定できる表記又はロゴ等の表示は一切しないこと。
- (ウ) A4サイズを基本に作成し、1部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は片面印刷とする。）
- (エ) 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- (オ) 総ページ数は技術評価に係る提案書及び参考資料を併せて20ページ以内（A3サイズ1ページはA4サイズ2ページ相当とする）とし、表紙及び目次は、枚数には含まない。参考資料を添付する場合は、技術評価に係る提案書を補完する図表、写真、文献等の抜粋に止め、A4サイズ（A3サイズはA4サイズに折り込むこと）にて明確に判読できるものとする。なお、別冊資料（機器等のカタログ）の添付は不可とする。
- (カ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- (キ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (ク) 日本語で作成したうえ、ページ番号を付する。

ウ 提出部数

- (ア) 公募型プロポーザル提案書 正本1部

- (イ) 技術評価に係る提案書① 正本1部
- (ウ) 技術評価に係る提案書② 正本1部及び副本14部（副本は複写可） 計15部
- (エ) 提案価格見積書及び提案価格見積書の内訳書 正本1部

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を提案価格見積書に記載すること。

※ DVD-R または CD-R（以下「DVD-R 等」という。） 1部

DVD-R 等に、提出書類の電子データを格納し提出すること。また、DVD-R 等への格納の条件は、次のとおりとする。

- a フォーマット方法：Windows フォーマット
- b 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等はPDF形式とする。
- c ウィルスチェック：DVD-R 等は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

エ 提出先 契約課

オ 提出方法 持参とする。

カ 提出期間

令和8年9月9日（水）から同月17日（木）までとする。ただし、姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。

受付時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、提出期間最終日は午前9時30分から正午までとする。

(2) 技術提案書の取扱い

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 提出された技術提案書は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は本市に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

エ 技術提案書の提出は、1提案者につき1案とする。

オ 提出された技術提案書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の技術提案書は、本プロポーザルに関する公表以外に無断で使用しない。

カ 提出された技術提案書の変更は認めない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

キ 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

ク 技術提案の担保

(ア) 技術提案書は設計図書として取り扱うものとし、記載された内容の履行状況について適宜検査を行う。受注者の責めにより提案された技術提案書の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定点を減じることとする。

(イ) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、提案された技術提案書の評価内容が履行できなかった場合は、受注者はその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責めによらないと認められた場合は、工事成績評定点の減点を行わないこととする。

ケ 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項のうち、本市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項（審査項目に明記されたものに限る。）について、受注者は本市に対し、下記の方法により違約金を支払うものとする。

$$\text{違約金} = \text{契約金額} \times [1 - (\text{標準点} 100 \text{点} + \text{技術提案が履行できなかった場合の加算点}) \div (\text{標準点} 100 \text{点} + \text{審査時の技術提案に基づく加算点})]$$

ただし、主要な資機材の供給の不足（提案項目（3）②（エ）で提案した内容は除く。）等、受注者の責によらず提案を達成できなかったと本市が認める場合、または、本市との協議の上、技術提案と同等又は違約金相当と認められる方法等で本業務を履行することを本市が認める場合はこの限りではない。

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

(3) ヒアリングについて

ヒアリングは行わない。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 第5項に規定する参加資格要件を満たしていない者
- イ 技術提案書を提出期間中に提出しない者
- ウ 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- エ 技術提案手続において第4項第6号に定める上限提案価格の総額、小学校・義務教育学校及び書写養護学校それぞれの価格を超える金額を提案した者
- オ その他本プロポーザルの条件に違反した者

(6) 辞退の方法

- ア 参加申込者は、第12項第2号イの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、優先交渉権者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- イ 参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式4)を持参により提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12. 技術提案の審査及び審査項目

(1) 審査会

優先交渉権者の選定は、姫路市立小学校等給食室空調整備事業審査委員会(以下、「審査会」という。)において実施する。

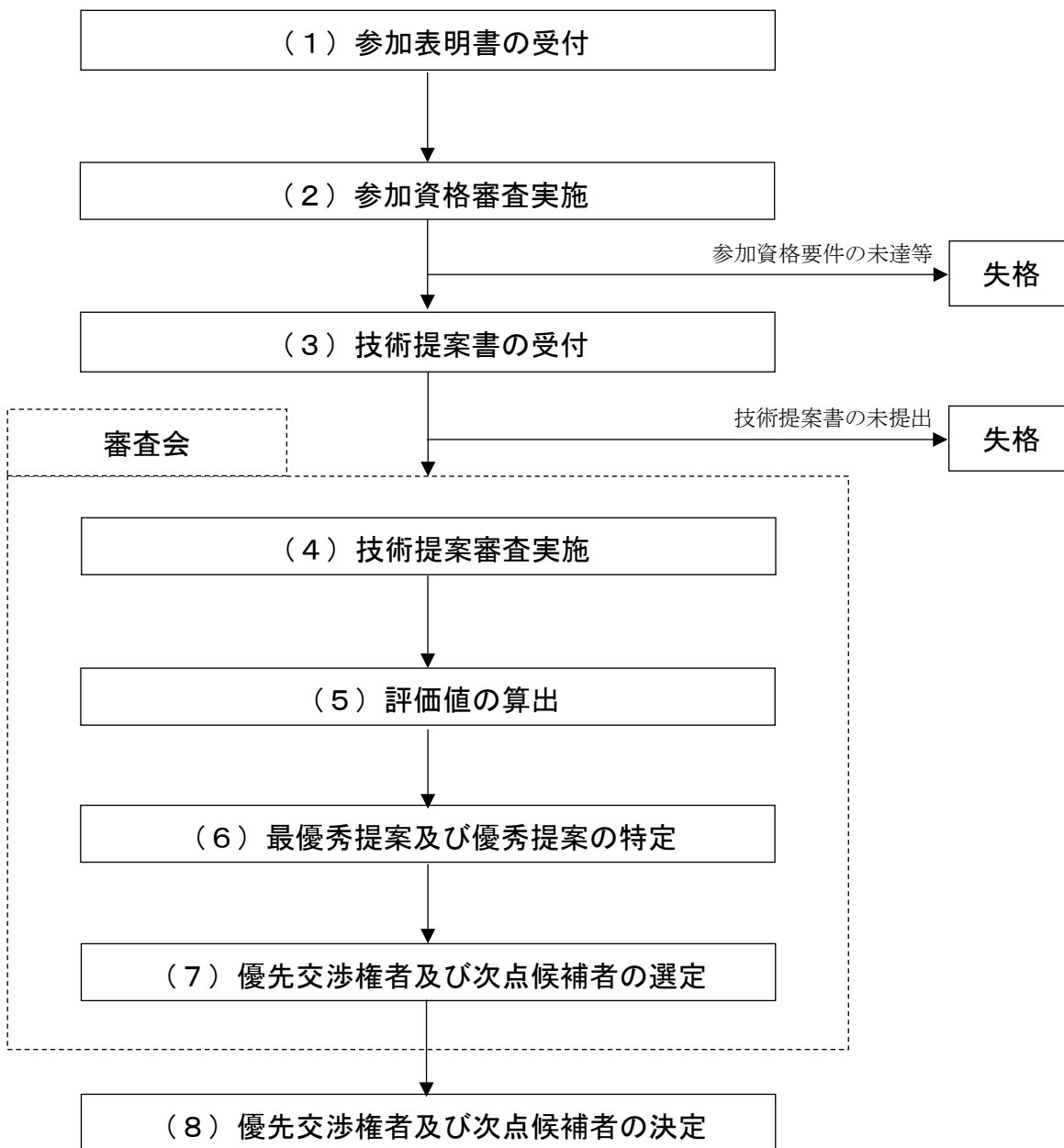
(2) 技術提案書審査

審査会は、提出された技術提案書等について評価基準に基づき評価を実施する。

- ア 技術提案書審査により、スケジュール管理、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い提案を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案として特定する。
- イ 最優秀提案となるべき同値の評価値が2者以上ある場合は、提案価格が最も低い者を最優秀提案として特定する。提案価格が最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより最優秀提案として特定する。

(3) 優先交渉権者等の決定

- ア 審査会は、技術提案書の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者、優秀提案を提出した者を次点候補者として選定する。本市は、審査会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。
- イ 優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



(4) 審査項目

評価項目		評価基準	配点	様式
(1) 地域 活性化 対策	①施工企業の市内 精通度	<p>グループ又は共同企業体の代表者が市内業者である。</p> <p>※市内業者、準市内業者、市外業者の規定については、姫路市契約事務取扱要綱第5条による。</p>	4点	6-2-1
	②地域経済への 貢献	<p>地域経済への貢献を考慮し、施工業務における市内事業者への発注金額について、提案段階で見込まれている金額を提案すること。</p> <p>施工業務における提案事業者の見積額に対する市内事業者への発注金額の割合に4点を乗じ加点する。</p> <p>※事業終了後に市内事業者が受注することになった金額を施工体制台帳等で確認する。事業者が提案時の市内事業者への発注金額の割合を達成できなかった場合はその割合に応じて違約金の対象とする。</p>	4点	6-2-2
(2) スケジ ュール 管理	①学校運営及び給 食提供への影響	<p>学校運営及び給食提供への影響を最小限とするため、夏季等休業期間を活用するなど工夫されたスケジュールが提案されているか。</p> <p>【評価基準】</p> <p>各学校について、給食提供への影響日数にグループ毎に設定する減点係数を乗じた点数を配点(10点)から減じる。減じる点数の最大は10点とする。</p> <p>※書写養護学校を除く小学校・義務教育学校22校を対象とする。</p>	10点	6-2-3

評価項目		評価基準	配点	様式
		※計算方法：様式集参照 ※夏季等休業期間：別紙参照 ※事業終了後に給食提供への影響日数を確認する。事業者が提案時の給食提供への影響日数に伴う加算点を達成できなかった場合はその割合に応じて違約金の対象とする。		
	②早期供用開始	令和9年9月1日までに部分使用の検査が可能な給食室の数を提案すること。 1給食室につき0.5点を加点する。(上限6点)※事業終了後に部分使用の検査ができた給食室数を確認する。事業者が提案時の部分使用の検査が可能な給食室数を達成できなかった場合はその割合に応じて違約金の対象とする。	6点	6-2-4
(3) 業務の 品質	①設計業務の実施方針	(ア) 機器設置位置や配管ルートの選定方法など学校環境やメンテナンスに配慮した計画が提案されているか。 (イ) 支持固定方法、耐震措置についての計画について有効な提案がされているか。 (ウ) 設計品質を確保するための設計瑕疵の防止対策等について有効な提案がされているか。	7点 (ア) 2点 (イ) 2点 (ウ) 3点	6-2-5
	②施工業務の実施方針	(ア) 適切な品質管理及び施工精度の確保に関して有効な提案がされているか。 (イ) 騒音等への対策について有効な計画が提案されているか。 (ウ) 給食室内の作業実施時における衛生面への配慮・工夫はされているか。 (エ) 近年の資機材不足に対し、施工計画を遵守できるよう対応はされているか。	10点 (ア) 2点 (イ) 2点 (ウ) 2点 (エ) 4点	6-2-6

評価項目		評価基準	配点	様式
	③安全性の確保	(ア) 施工中における児童生徒の安全確保について具体的な提案をしているか。 (イ) 休日施工や夜間休工作中的の防災、防犯を含む安全確保について具体的な提案をしているか。	8点 (ア) 4点 (イ) 4点	6-2-7
	④省エネ・環境対策	(ア) 省エネや環境対策について、ハード面に配慮した具体的な提案がされているか。 (イ) 省エネや環境対策について、ソフト面に配慮した具体的な提案がされているか。	8点 (ア) 6点 (イ) 2点	6-2-8
(4) その他	①その他	上記審査項目以外で、本事業の目的達成のために有効と認められる提案があれば記載すること。	3点	6-2-9
得点 (最大)			60点	
加算点 = 得点 × 30 / 60点 (最大)			30点	
標準点			100点	
合計 (最大)			130点	

(5) 評価値の算定方法

評価値の集計では提案価格及び技術評価の二つの面から評価を行う。

ア 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に100点の標準点を与える。さらに技術提案書の評価に応じ最大60点の得点を与え、30点満点に換算したものを加算点とする。

イ 評価値の算定は除算方式とし、具体的には標準点と加算点の和を提案価格で除したものを評価値とする。

$$\text{評価値} = [\text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (得点} \times 30 / 60\text{点)}] / \text{提案価格}$$

(6) 配点基準

定性的な評価項目の配点基準は以下の4段階評価で行う。評価については、各委員の評価点の平均とする。

評価	判断基準	得点の計算方法
A	当該項目に関して特に優れている	配点 × 1.0
B	A と C の中間程度	配点 × 0.7
C	当該項目に関して優れている	配点 × 0.4
D	要求水準を満たしている程度	配点 × 0

1 3. 審査結果の通知

ア 決定された優先交渉権者及び次点候補者（以下、「優先交渉権者等」という。）に対しては、その旨を書面（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点候補者には次点候補者決定通知書）で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面（優先交渉権者及び次点候補者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。

イ 審査結果は、令和8年10月下旬を目途に本市ホームページにおいて公表する。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

エ 審査結果について、仮契約締結後に、【記載例】のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

1 4. 契約手続き等

(1) 契約手続き

ア 審査の結果、優先交渉権者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に仮契約を締結する。なお、仮契約は姫路市議会において議決を得たときに契約となる。

イ 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げて、その者と契約の締結交渉を行う。

ウ 優先交渉権者は、令和8年10月14日（水）午後4時までに、詳細な事業費見積書を本市に提出すること。当該見積書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。

エ 技術提案書は、契約書の一部とする。

オ 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

カ 本案件は電子契約による契約締結が可能とする。

(2) 優先交渉権の取り消し等

ア 優先交渉権者が、仮契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者との仮契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

イ 優先交渉権者が、仮契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

(3) その他

ア 優先交渉権者が正当な理由なく仮契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。

イ 優先交渉権者の決定後、仮契約締結までの間に、優先交渉権者が本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を締結しないことがある。

ウ 仮契約を締結した者が仮契約から本契約締結までの間に、本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、本契約を締結しないことがある。

エ 優先交渉権者は、仮契約締結までに暴力団排除要綱様式第1号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

オ 本件事業契約を締結した者が、契約の履行に当り下請負人等（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下この項目において同じ。）を使用する場合は、下請負人等の決定後直ちに、市長にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人等から徴収した暴力団排除要綱様式第2号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

カ 参加表明手続及び技術提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。

キ 優先交渉権者は、仮契約締結までに建築士法第22条の3の3に定める記載事項を市長に提出しなければならない。

ク 優先交渉権者は、別途指定する日までに契約金額の支払いに必要となるグループ協定書を市長に提出しなければならない。

15. その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び本プロポーザルの参加に必要な費用は、参加申込者の負担とする。

(2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。

(3) 複数応募の禁止

グループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他のグループの構成員になることはできない。

公募型プロポーザルの審査結果について

令和8年7月3日付で公募型プロポーザルの公告を行った「姫路市立小学校等給食室空調整備事業」について、姫路市立小学校等給食室空調整備事業審査委員会の審査の結果、下記のとおり受託者を特定し、仮契約を締結したので公表します。

記

1 参加者（五十音順）

株式会社 □□□□

△△△△ 株式会社

株式会社 ◎◎◎◎

2 仮契約相手方名

株式会社 ◎◎◎◎

3 仮契約金額

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込）

4 仮契約締結日

令和●●年●●月××日

5 審査結果

評価項目		A社	B社	C社	配点
(1) 地域活性化対策	①施工企業の市内精通度				4
	②地域経済への貢献				4
(2) スケジュール管理	①学校運営及び給食提供への影響				10
	②早期供用開始				6
(3) 業務の品質	①設計業務の実施方針				7
	②施工業務の実施方針				10
	③安全性の確保				8
	④省エネ・環境対策				8
(4) その他	①その他				3
得点(合計)					60
提案価格					
評価値					
備考					

※小数点以下第三位を四捨五入して表記しています。なお、審査については四捨五入を行わず実施しております。

6 審査の講評